

改正

平成10年3月26日条例第18号
平成11年10月1日条例第32号
平成12年12月21日条例第107号
平成16年12月24日条例第143号
平成17年9月30日条例第121号
平成17年12月22日条例第156号
平成18年10月1日条例第52号
平成18年12月21日条例第119号
平成19年3月26日条例第34号
平成19年6月29日条例第58号
平成19年9月28日条例第70号
平成20年3月19日条例第25号
平成20年7月1日条例第49号
平成22年3月23日条例第26号
平成23年3月22日条例第30号
平成23年9月29日条例第52号
平成24年3月16日条例第14号
平成24年12月21日条例第100号
平成26年3月20日条例第27号
平成26年7月1日条例第50号
平成26年12月22日条例第87号
平成27年7月2日条例第44号
平成27年10月1日条例第59号
平成28年2月19日条例第6号
平成29年10月3日条例第41号
平成29年12月22日条例第45号
平成31年3月27日条例第18号

令和元年12月26日条例第73号

令和6年3月29日条例第16号

新潟市営住宅条例

新潟市営住宅条例（昭和35年新潟市条例第35号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第1章の2 整備基準（第4条の2—第4条の16）

第2章 入居（第5条—第15条）

第3章 家賃（第16条—第27条）

第4章 管理（第28条—第38条の2）

第5章 社会福祉法人等による市営住宅の使用（第39条—第45条）

第6章 駐車場の管理（第46条—第53条）

第7章 補則（第54条—第61条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）その他の法令で定めるもののほか、市営住宅及び共同施設の設置並びにその管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市民の居住の安定と福祉の増進を目的として、市営住宅を設置する。

2 市営住宅の名称及び位置は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

（用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）市営住宅 市が住民に使用させるために管理する住宅及びそれらの附帯施設をいう。

（2）公営住宅 市が公営住宅法に基づき設置した住宅をいう。

（3）改良住宅 市が住宅地区改良法に基づく住宅地区改良事業（以下「住宅地区改良事業」という。）により建設した住宅をいう。

（4）第3種住宅 公営住宅及び改良住宅以外で市が設置した住宅をいう。

- (5) 共同施設 公営住宅法第2条第9号及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第1条に規定する施設をいう。
- (6) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する収入をいう。
- (7) 建替事業 市が施行する市営住宅の建替事業をいう。
- (8) 住宅監理員 市長が公営住宅法第33条の規定により任命する者をいう。

（改良住宅の管理及び処分）

第4条 改良住宅については、住宅地区改良法第29条の規定に基づき、改良住宅を公営住宅とみなす。

第1章の2 整備基準

（健全な地域社会の形成）

第4条の2 市営住宅及び共同施設（以下この章において「市営住宅等」という。）は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

（良好な居住環境の確保）

第4条の3 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

（費用の縮減への配慮）

第4条の4 市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

（敷地の位置の選定）

第4条の5 市営住宅等の敷地（以下この章において「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

（敷地の安全等）

第4条の6 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置その他の安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(住棟等の基準)

第4条の7 市営住宅の住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(市営住宅の基準)

第4条の8 市営住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 市営住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

3 市営住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

4 市営住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

5 市営住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

(住戸の基準)

第4条の9 市営住宅の一戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備、浴室、テレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

第4条の10 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

(共用部分)

第4条の11 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(附帯施設)

第4条の12 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場その他の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(児童遊園)

第4条の13 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

第4条の14 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第4条の15 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第4条の16 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

第2章 入居

(入居者の公募)

第5条 市長は、市営住宅の所在地、戸数、規模等を市報、掲示その他の方法で周知し、入居者を公募するものとする。

(公募の例外)

第6条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号に掲げる事由のいずれかに係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。

(1) 災害による住宅の滅失

- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 建替事業による市営住宅の除却
- (5) 公営住宅法施行令第5条第1号又は第2号に掲げる事由に該当するとき。
- (6) 現に公営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があった場合、既存入居者又は同居者が加齢、病気等により日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となった場合その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて入居することが適切である場合において、市長が必要と認めるとき。
- (7) 公営住宅の入居者同士又は改良住宅の入居者同士が相互に入れ替わることが双方の利益になるとき。
- (8) 住宅地区改良法第18条の規定に該当したとき。

2 前項の規定により入居させるべき申込者が当該市営住宅の戸数を超える場合は、当該申込者の住宅に困窮する実情に応じ、住宅困窮順位を定め、入居者を決定する。

3 前項の場合において、住宅困窮順位の定め難いときは、抽選により入居者を決定する。

4 市長は、前3項の規定により入居者を決定した場合は、その旨を入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。

（入居者資格）

第7条 公営住宅に入居しようとする者は、次に掲げる条件を備える者でなければならない。

- (1) 現に住宅に困窮していること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。ただし、規則で定める公営住宅に入居しようとする場合は、この限りでない。
- (3) 入居者が、公租公課を滞納していないこと。
- (4) 入居する世帯の収入が、次に掲げる場合において、それぞれに掲げる金額以下であること。
 - ア 入居者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族に、次項第2号、第3号及び第5号から第7号までのいずれかに該当する者がある場合 259,000円
 - イ 入居者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族に、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症のいずれかに該当するものがある場合 259,000円

ウ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 259,000円

エ 入居者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族に、妊娠している者又は12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合 259,000円

オ 公営住宅が、公営住宅法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は公営住宅法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 259,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

カ アからオまでに掲げる場合以外の場合 158,000円

(5) 入居者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第28条若しくは第40条の規定により公営住宅法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者にあつては前項第1号及び第5号に掲げる条件を、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域又はこれに準ずる地域であると市長が認める地域（以下これらの地域を「対象地域」という。）内の市町村長が発行する書類により対象地域に平成23年3月11日において居住していたことが証明された者（当該書類により当該者の属する世帯の構成員とみなされた者を含む。）にあつては前項第1号、第4号及び第5号に掲げる条件を、次の各号のいずれかに該当する者（次項第2号イ(イ)において「特に居住の安定を図る必要がある者」という。）にあつては前項第1号及び第3号から第5号までに掲げる条件を備える者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者にあつては、この項本文に掲げる条件のほか、前項第2号本文に掲げる条件も備える者でなければならない。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者であつて、その障がいの程度が次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める程度のいずれか

に該当するもの又は難病患者等（その障がいの程度が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）に規定する特殊の疾病による障がいにより継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者であって18歳以上のものをいう。）

ア 身体障がい 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障がい（知的障がいを除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障がい イに規定する程度に相当する程度

(3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(5) 海外からの引揚者であって本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(6) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）であって次のア又はイに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者であって当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3 第1項の規定にかかわらず、改良住宅に入居しようとする者は、次に掲げる条件を備える者でなければならない。

(1) 入居する世帯の収入が158,000円以下であること。

(2) 入居する者が、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める条件を備える者であること。

ア 住宅地区改良法第18条の規定に係る者 第1項第1号及び第5号

イ 住宅地区改良法第29条の規定に係る者 第1項第1号、第2号本文、第3号及び第5号。

ただし、次の(ア)又は(イ)に掲げる者にあつては、同項第1号、第3号及び第5号

(ア) 規則で定める改良住宅に入居しようとする者

(イ) 特に居住の安定を図る必要がある者

4 第3種住宅に入居しようとする者は、市長が別に定める条件を備える者でなければならない。

5 第2項本文の規定により公営住宅に単身で入居しようとする者が入居することができる公営住宅については、規則で定めるところによる。

6 市長は、入居の申込みをした者が第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該入居の申込みをした者を面接し、及びその心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査することができる。

7 第3項第2号ア又はイ(イ)の規定により改良住宅に単身で入居しようとする者が入居することができる改良住宅については、規則で定めるところによる。

(入居者資格の特例)

第8条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合には、前条に掲げる条件を備える者とみなす。

2 改良住宅の用途の廃止により当該改良住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合には、前条に掲げる条件を備える者とみなす。

3 前条第1項第4号オに規定する公営住宅の入居者は、同条に規定する条件を備えるほか、当該災害発生の日から3年間は、なお当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み)

第9条 前2条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとするものは、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。この場合において、申込みは、1世帯1戸限りとする。

(入居者の選考及び決定)

第10条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合には、公営住宅法施行令第7条の規定に係る者について住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの市営住宅に入居できるよう配慮し、住宅困窮順位により入居者を決定する。

2 第6条第3項の規定は、前項の場合において、住宅困窮順位の定め難いときについて準用する。

3 第6条第4項の規定は、前2項の規定により入居者を決定した場合について準用する。

(入居補欠者)

第11条 市長は、前条の規定に基づき入居者を決定する場合には、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて、必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、入居決定者が市営住宅に入居しない場合は、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。

(入居手続)

第12条 市営住宅の入居決定者は、入居の決定のあった日から市長が指定する日までに、請書その他入居手続に必要な書類を提出しなければならない。

2 市長は、市営住宅の入居決定者が前項の規定による手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。

3 市営住宅の入居決定者は、前項の入居可能日から14日以内（次条において「入居指定期間内」という。）に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(入居決定の取消し)

第13条 市長は、入居決定者が次の各号の一に該当する場合には、入居の決定を取り消すことができる。

(1) 入居申込書に虚偽の記載をしたことが判明した場合

(2) 前条第1項に定める入居の手続をしない場合

(3) 正当な理由なく入居指定期間内に入居しない場合

(同居の承認)

第14条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとする場合は、公営住宅法施行規則第11条に定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、市営住宅の入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をし

ないものとする。

- 3 市長は、第1項の承認による同居の後における当該入居者に係る収入が、公営住宅の入居者にあつては第7条第1項第4号に規定する金額を、改良住宅の入居者（同条第3項第2号アに規定する者を除く。）にあつては同条第3項第1号に規定する金額を超えるときは、第1項の承認をしないものとする。ただし、入居者又は同居者が病気にかかっているとき、婚姻したときその他特別の事情により同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。

（入居の承継）

第15条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者のうち、次の各号のいずれかに該当する者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、その者は、公営住宅法施行規則第12条に定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

- （1） 入居者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）
- （2） 高齢者、障がい者等で特に居住の安定を図る必要があるもの

- 2 市長は、前項の承認を得ようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしないものとする。

第3章 家賃

（家賃の決定）

第16条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。次項及び第21条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（毎年度、公営住宅法施行令第3条に規定する方法により算出した額をいう。以下同じ。）以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第24条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、改良住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入に基づき、公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法第12条及び第13条の規定並びに公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号）による改正前の公営住宅法施行令（以下「旧公営住宅法施行令」という。）第4条の規定により算出した額以下で、公営住宅法施行令第2条第2項の表の上欄に掲げる入居者の収入の

区分のうち最も低い区分に対応する同表の下欄に定める額を同条第1項の家賃算定基礎額として、同項に規定する方法により算出した額とする。

- 3 公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。

(収入の申告等)

第17条 入居者は、改良住宅に入居後3年未満の者を除き、毎年度、市長に収入を申告しなければならない。

- 2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第7条の規定による方法で行う。ただし、同令第8条に定める者が収入の申告をすることが困難な事情にあると認める場合は、同令第9条に定める方法により、同項に規定する収入の申告に代えることができる。

- 3 市長は、第1項の規定による申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。この場合において、市長が必要と認めたときは、公営住宅法第34条の規定に基づき調査することができる。

- 4 入居者は、前項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べるることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第18条 市長は、別に定めるところにより入居者又は同居者が次の各号の一に該当する場合には、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額である場合
- (2) 入居者又は同居者の病気又は障がいにより生計に重大な影響がある場合
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けた場合
- (4) その他特別の事情がある場合

(家賃の納付)

第19条 市長は、入居者から第12条第2項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(明渡しの請求があった場合は、当該明渡しの指定日)までの間、家賃を徴収する。

- 2 入居者は、毎月末日(12月31日にあつては翌年の1月4日)までに、その月分の家賃を納付しなければならない。ただし、その末日が、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合は、これらの日の翌日をもってその納期限とする。

3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月分の家賃は日割計算による。

4 入居者が第36条に規定する手続を経ないで市営住宅を退去した場合は、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(督促)

第20条 市長は、家賃を前条第2項の規定による納期限までに納付しない者がある場合は、期限を指定して督促しなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第21条 市長は、毎年度、第17条第3項の規定に基づき認定した公営住宅の入居者の世帯の収入の額が第7条第1項第4号に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が公営住宅に引き続き3年以上入居している場合は、当該入居者を収入超過者と認定し、その旨を通知する。

2 市長は、毎年度、第17条第3項の規定に基づき認定した改良住宅の入居者の世帯の収入の額が158,000円を超え、かつ、当該入居者が改良住宅に引き続き3年以上入居している場合は、当該入居者を収入超過者と認定し、その旨を通知する。

3 市長は、第17条第3項の規定に基づき認定した公営住宅の入居者の世帯の収入の額が、最近2年間引き続き公営住宅法施行令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が公営住宅に引き続き5年以上入居している場合は、当該入居者を高額所得者と認定し、その旨を通知する。

4 入居者は、前3項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正する。

(収入超過者に対する家賃)

第22条 前条第1項の規定により、収入超過者と認定された公営住宅の入居者は、第16条の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が当該期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間）、毎月、当該収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で公営住宅法施行令第8条第2項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 前条第2項の規定により、収入超過者と認定された改良住宅の入居者は、第16条の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が当該期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間）、毎月、第16条第2項の規定による家賃に住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）第13条の2に規定する方法により算出した旧公営住宅法施行令第6条の2第2項に規定する割増賃料の限度額を加えた額を家賃として支払

わなければならない。

3 第18条、第19条及び第20条の規定は、前2項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する家賃)

第23条 第21条第3項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第16条及び前条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が当該期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 第18条、第19条及び第20条の規定は、前項の家賃について準用する。

(収入状況の報告の請求等)

第24条 市長は、第16条第1項、第22条第1項若しくは第23条第1項の規定による家賃の決定、第18条（第22条第3項又は第23条第2項において準用する場合を含む。）の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第33条第1項の規定による明渡しの請求、第34条の規定によるあっせん等又は第37条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認める場合は、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。

3 市長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(建替事業に係る家賃の特例)

第25条 市長は、第37条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第16条、第22条又は第23条の規定にかかわらず、公営住宅法施行令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止に係る家賃の特例)

第26条 市長は、公営住宅法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第16条、第22条又は第23条の規定にかかわらず、公営住宅法施行令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

2 市長は、住宅地区改良法第29条第1項の規定により公営住宅法第44条第3項の規定を準用する

こととなる改良住宅の用途の廃止に伴い当該改良住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の改良住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第16条、第22条又は第23条の規定にかかわらず、公営住宅法施行令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

- 3 第3種住宅を公営住宅法第44条第3項の規定に準ずる理由により用途廃止する場合の当該第3種住宅の従前入居者の家賃の取扱いは、第1項の規定を準用する。

(家賃の端数計算)

第27条 市営住宅の家賃を算定する場合又は市営住宅の近傍同種の住宅の家賃を算定する場合において、その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 2 第25条又は前条の規定により家賃を減額する場合において、その減額の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を100円に切り上げる。

第4章 管理

(入居者の保管義務等)

第28条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

- 2 入居者の責に帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失し、又はき損した場合は、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(入居者の費用負担)

第29条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 市営住宅又は共同施設のうち、家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設その他の附帯施設（構造上重要な部分に限る。）を除く部分の修繕に要する費用。ただし、入居者の自己の責に帰すべき事由により入居者の負担とされない部分に修繕の必要が生じた場合は、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。
- (2) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (3) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (4) 共同施設又はエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持若しくは運営に要

する費用

(5) 前各号に掲げる費用のほか、市長が指定した費用

2 市長は、前項第1号の規定にかかわらず、災害その他入居者の責によらずに市営住宅又は共同施設が破損した場合又は特別な事情があると認めた場合は、入居者の負担とされる修繕をすることができる。

(禁止行為)

第30条 入居者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 市営住宅を模様替し、又は増築すること。

(2) 市営住宅又は共同施設を故意にき損すること。

(3) 近隣の迷惑になり、風俗を乱し、又は市営住宅を損傷し、若しくは汚損すること。

(4) 入居決定者及び入居決定の際に既に同居し、又は同居しようとしていた親族以外の者に市営住宅を使用させ、又は転貸すること。

(5) 入居決定者及び入居決定の際に既に同居し、又は同居しようとしていた親族以外の者を同居させること。

(6) 市営住宅の用途を変更すること。

(7) 正当な事由によらないで、20日以上市営住宅を空けること。

(8) 責任のない家族を残して退去すること。

2 入居者は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を受けた場合に限り、前項第1号、第5号、第6号（当該市営住宅の一部に限る。）及び第7号の行為をすることができる。

3 市長は、前項の規定により入居者から第1項第1号の行為に係る申請があった場合において、原状回復又は撤去が容易である場合に限り、当該入居者が当該市営住宅を明け渡すときに入居者の費用で原状回復し、又は撤去する条件を付し、当該申請を承認するものとする。

(市営住宅の明渡請求)

第31条 市長は、入居者が次の各号の一に該当する場合には、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為によって入居した場合

(2) 家賃を3月以上滞納した場合

(3) 市営住宅又は共同施設を故意にき損した場合

(4) 前条その他のこの条例の規定又はこれに基づく市長の指示に違反した場合

(5) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合

(6) 公営住宅の借上げの期間が満了する場合

- 2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 3 市長は、公営住宅の入居者に対し第1項第1号の規定に該当することにより、同項の請求を行った場合は、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。
- 4 市長は、改良住宅又は第3種住宅の入居者に対し第1項第1号の規定に該当することにより、同項の請求を行った場合又は市営住宅の入居者に対し第1項第2号から第5号までの規定に該当することにより、同項の請求を行った場合は、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、当該市営住宅が公営住宅又は第3種住宅の場合にあっては近傍同種の住宅の家賃の額、改良住宅の場合にあっては第16条第2項又は第22条の規定による家賃の額のそれぞれ2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。
- 5 市長は、公営住宅が第1項第6号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。
- 6 市長は、公営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該公営住宅の賃貸人に代わり、入居者に借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をすることができる。

(明渡し努力義務)

第32条 収入超過者は、当該市営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(高額所得者に対する明渡し請求)

第33条 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。

- 2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。
- 3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来した場合は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、その申出により明渡しの期限を延長することができる。

(1) 入居者又は同居者が病気にかかっている場合

(2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害をうけた場合

(3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想される場合

(4) その他前各号に準ずる特別の事情がある場合

5 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が、同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。

6 第18条の規定は、前項の金銭に準用する。

(住宅のあっせん等)

第34条 市長は、収入超過者又は高額所得者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において、市営住宅の入居者が公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

(建替事業による明渡し請求等)

第35条 市長は、建替事業の施行に伴い、必要があると認める場合は、公営住宅法第38条第1項の規定に基づき、除却しようとする市営住宅の入居者に対し期限を定めて、明渡しを請求できるものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来した場合は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が、同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、当該市営住宅が公営住宅又は第3種住宅の場合にあつては近傍同種の住宅の家賃の額、改良住宅の場合にあつては第16条第2項又は第22条の規定による家賃の額のそれぞれ2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

(市営住宅の返還等)

第36条 入居者は、市営住宅を返還しようとする場合は、10日前までに市長に届け出て、当該市営住宅の検査を受けなければならない。

2 前項の場合において、入居者が当該市営住宅を模様替し、又は増築したときは、入居者の費用でこれを撤去し、原形に復さなければならない。

(新たに整備される市営住宅への入居)

第37条 建替事業の施行により除却すべき市営住宅の最終の入居者が、当該建替事業により新たに整備される市営住宅に入居を希望する場合は、市長の定めるところにより、入居の申出をしなければならない。

(期間通算)

第38条 市長が、第8条第1項の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた場合における第21条から第23条まで及び第32条から第34条までの規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該市営住宅に入居している期間に通算する。

2 市長が、前条の規定による申出をした者を建替事業により新たに整備された市営住宅に入居させた場合における第21条から第23条まで及び第32条から第34条までの規定の適用については、その者が当該建替事業により除却すべき市営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。

(定期使用許可)

第38条の2 市長は、第7条第1項、第2項又は第3項の条件を満たす者のうち、入居の申込みをした日において規則で定める条件を備えるものについて、10年を超えない範囲内において、あらかじめ規則で定める期間に限って、市営住宅でその存する地域及び周辺地域の状況その他の実情に照らして特に必要があると認めるものの使用を許可することができる。

2 前項の規定による許可(以下「定期使用許可」という。)は、その更新がなく、期間の満了によってその効力を失うものとする。

3 定期使用許可をしようとする場合における前項に定める事項についての入居決定者に対する説明は、規則で定めるところにより行うものとする。

4 前項の説明を受けた入居決定者は、第12条に定める手続きのほか、規則で定めるところにより、当該説明を受けた旨を証する書類を提出しなければならない。

5 定期使用許可をした場合において、その期間の満了する日の1年前から6月前までの間に入居者に対して行う期間の満了により当該許可が効力を失う旨の通知は、規則で定めるところにより行うものとする。

6 定期使用許可を受けた入居者は、その期間が満了するときまでに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

7 定期使用許可をした場合において、第6条第1項第6号及び第7号の規定は適用しない。ただ

し、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

8 第2項の規定にかかわらず、定期使用許可を受けた入居者が、当該許可を受けた後に第21条第1項から第3項までのいずれかに規定する者に該当するに至ったことを理由として、当該市営住宅を明け渡す旨の申出をしたときは、市長は当該定期使用許可の効力を将来に向けて失わせることができる。

9 第2項の規定にかかわらず、市長は、第33条第1項の規定により市営住宅の明渡しを請求することができる。

第5章 社会福祉法人等による市営住宅の使用

(使用の許可)

第39条 市長は、公営住宅法第45条第1項に規定する社会福祉法人等（以下「社会福祉法人等」という。）に対し、市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。

2 市長は、前項の許可に条件を付けることができる。

(使用の手続等)

第40条 社会福祉法人等は、前条の規定により市営住宅を使用しようとするときは、市長の定めるところにより、使用の許可を申請しなければならない。

2 市長は、社会福祉法人等から前項の申請があった場合には、使用の可否及び使用可能日を通知するものとする。

3 社会福祉法人等は、前項の規定により市営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、前項の使用可能日から市長の定める日までに市営住宅の使用を開始しなければならない。

(使用料)

第41条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃と同額の使用料を毎月支払わなければならない。

2 社会福祉法人等が市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃に相当する額の合計は、前項の規定による額を超えてはならない。

(市営住宅の明渡請求)

第42条 市長は、社会福祉法人等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該社会福祉法人等に対し、当該市営住宅の使用の許可を取り消し、又は明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為によって使用した場合

(2) 使用料を3月以上滞納した場合

(3) 市営住宅又は共同施設を故意にき損した場合

- (4) この条例の規定又はこれに基づく市長の指示に違反した場合
- (5) 使用の許可の条件に違反した場合
- (6) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認める場合
- (7) 公営住宅の借上げの期間が満了する場合

2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた社会福祉法人等は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、社会福祉法人等に対し第1項第1号から第5号までの規定に該当することにより同項の請求を行った場合は、当該請求を受けた者に対して請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、使用料の2倍に相当する額以下の金銭を毎月徴収することができる。

4 市長は、公営住宅が第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに当該社会福祉法人等にその旨を通知しなければならない。

5 市長は、公営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該公営住宅の賃貸人に代わり、入居者に借地借家法第34条第1項の通知をすることができる。

(準用)

第43条 第19条、第20条、第28条から第30条まで、第35条及び第36条の規定は、社会福祉法人等による市営住宅の使用について準用する。この場合において、これらの規定中「入居」とあるのは「使用」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第19条及び第20条中「家賃」とあるのは「使用料」と、第19条中「第12条第2項の入居可能日」とあるのは「第40条第2項の使用可能日」と、第30条第1項第4号及び第5号中「入居決定者及び入居決定の際に既に同居し、又は同居していた親族」を「市営住宅の使用許可を受けた社会福祉法人等」と、第35条第1項中「市営住宅の」を「市営住宅を使用する」と、同条第3項中「当該市営住宅が公営住宅又は第3種住宅の場合にあっては近傍同種住宅の家賃の額、改良住宅の場合にあっては第16条第2項又は第22条の規定による家賃の額のそれぞれ2倍」を「使用料の2倍」と読み替えるものとする。

(報告の請求)

第44条 市長は、市営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該市営住宅を使用している社会福祉法人等に対して当該市営住宅の使用状況を報告させることができる。

(申請内容の変更)

第45条 市営住宅を使用している社会福祉法人等は、第40条第1項の規定による申請の内容に変更

が生じた場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

第6章 駐車場の管理

(駐車場)

第46条 共同施設として整備された駐車場（以下「駐車場」という。）の管理は、この章に定めるところにより、行わなければならない。

2 駐車場の名称及び位置は、別表第4に掲げるとおりとする。

(使用者の資格)

第47条 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 市営住宅の入居者若しくは同居者又は第39条の許可を受けた社会福祉法人等で、自ら使用するため駐車場を必要としているものであること。

(2) 第31条第1項第1号から第5号まで及び第42条第1項第1号から第5号までのいずれの場合にも該当しないこと。

2 市長が特に必要と認めるときは、前項に規定する者以外の者に駐車場を使用させることができる。

(使用の許可)

第48条 駐車場を使用しようとする者は、市長の定めるところにより、駐車場の使用の許可を得なければならない。

(使用者の決定)

第49条 市長は、駐車場の使用の許可を決定した場合は、その旨を当該許可を受ける者（以下「使用決定者」という。）に対し通知するものとする。

2 市長は、駐車場を使用しようとする者の数が使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合は、公正な方法により、当該駐車場の使用の許可を決定しなければならない。ただし、駐車場を使用しようとする者が身体障がい者である場合その他特別な事由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、その者に優先的に当該駐車場を使用させることができる。

(使用の手続)

第50条 使用決定者は、市長が定める日までに、規則で定める書類を提出しなければならない。

2 市長は、駐車場の使用決定者が前項に規定する手続をしたときは、当該使用決定者に対して速やかに駐車場の使用可能日を通知しなければならない。

3 駐車場の使用決定者は、前項の規定により通知された使用可能日から14日以内に駐車場の使用を開始しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料)

第51条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度とするものとし、別表第4に定めるところとする。

2 市長は、別に定めるところにより、特別の事情があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(使用許可の取消し等)

第52条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の使用の許可を取り消し、又は期限を定めて明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為により使用の許可を受けた場合
- (2) 使用料を3月以上滞納した場合
- (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損した場合
- (4) 正当な事由によらないで20日以上駐車場を使用しない場合
- (5) 第47条に規定する使用者の資格を失った場合
- (6) 第50条第1項の規定に違反した場合
- (7) 建替事業の施行に伴い、必要があると認める場合
- (8) 前各号に該当する場合のほか、駐車場の管理上必要があると認める場合

2 市長は、第1項第1号から第5号までの規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して同項の期限として指定した日の翌日から当該駐車場の明渡しを行う日までの期間について、使用料の額の2倍に相当する額以下の金銭を毎月徴収するものとする。

3 市長は、第1項第7号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行う場合は、当該請求を行う日の6月前までに当該駐車場の使用者にその旨を通知しなければならない。

(準用)

第53条 第15条、第19条、第20条、第30条第1項第1号から第4号まで、第6号及び第7号、第35条第2項及び第3項並びに第36条第1項の規定は、駐車場の使用について準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「駐車場使用者」と、「家賃」とあるのは「駐車場使用料」と、「入居」又は「居住」とあるのは「使用」と、「市営住宅」又は「住宅」とあるのは「駐車場」と、第19条第1項中「第12条第2項の入居可能日」とあるのは「第50条第2項の使用可能日」と、同条第4項中「退去した」とあるのは「明け渡した」と、第35条第3項中「当該市営住宅が公営住宅又は第3種住宅の場合にあっては近傍同種住宅の家賃の額、改良住宅の場

合にあつては第16条第2項又は第22条の規定による家賃の額のそれぞれ2倍」を「使用料の2倍」と読み替えるものとする。

第7章 補則

(住宅監理員及び市営住宅管理人)

第54条 市営住宅及び共同施設的环境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導をするために住宅監理員を置く。

2 住宅監理員は、市職員のうちから10人以内の範囲内において市長が任命する。

3 市長は、必要があると認める場合は、住宅監理員の職務を補助させるため、市営住宅管理人を置くことができる。

(立入検査)

第55条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認める場合は、住宅監理員若しくは市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入る場合は、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(指定管理者による管理)

第56条 市長は、市営住宅の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に市営住宅及び共同施設の管理を行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第57条 市営住宅及び共同施設の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、市営住宅及び共同施設の指定管理者として指定するものとする。

(1) 入居者の市営住宅及び共同施設の平等な使用が確保されること。

(2) 市営住宅及び共同施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第58条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市営住宅及び共同施設の維持管理に関する業務
- (2) その他市営住宅及び共同施設の管理上、市長が必要と認める業務

(秘密を守る義務)

第59条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第60条 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第61条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行し、第4条、第7条第2項、第8条第2項、第21条第2項及び第4項（改良住宅に限る。）、第22条第2項及び第3項並びに第26条第2項の規定は、平成8年8月30日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成10年3月31日までの間は、第3条、第7条第1項、第8条第1項、第16条、第21条第1項、第3項及び第4項（公営住宅に限る。）、第22条第1項、第23条から第25条まで、第26条第1項及び第3項、第27条、第31条第3項及び第4項、第33条第5項及び第6項並びに第35条の規定は適用せず、この条例による改正前の新潟市営住宅条例第2条、第4条第1項、第11条、第15条から第17条まで、第22条第2項及び第23条の6の規定は、なおその効力を有する。
- 3 平成10年3月31日において市営住宅に入居しており、平成10年4月1日以降も引き続き市営住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの家賃の額は、公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）附則第7項による額とする。

(合併に伴う特例)

- 4 新津市、白根市、豊栄市、小須戸町及び亀田町（以下これらの市町を「編入市町」という。）

の編入の際現に新津市市営住宅条例（平成9年新津市条例第37号）、白根市営住宅条例（平成9年白根市条例第17号）、豊栄市市営住宅条例（平成9年豊栄市条例第25号）、小須戸町町営住宅条例（平成9年小須戸町条例第17号）又は亀田町営住宅条例（平成9年亀田町条例第24号）（以下これらの条例を「編入市町条例」という。）の規定により市営住宅又は町営住宅に入居している者（以下「編入時入居者」という。）の家賃の額は、平成16年度分までに限り、なお従前の例による。

5 この条例の規定により算出した編入時入居者の家賃の額（以下「新家賃」という。）が前項の規定により算出される家賃の額（以下「旧家賃」という。）を超える場合の編入時入居者の家賃の額は、平成17年度分から平成19年度分までに限り、新家賃から旧家賃を控除した額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に旧家賃を加えた額とする。

年度の区分	負担調整率
平成17年度	0.25
平成18年度	0.5
平成19年度	0.75

6 平成16年度から平成19年度までの間の次の表の左欄に掲げる駐車場の使用に係る使用料の額は、第51条第1項の規定にかかわらず、編入市町の編入の際現に当該駐車場の使用の許可を受けている者に限り、同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

駐車場	年度	使用料の額 (1区画1月につき)
小須戸本町住宅駐車場 小須戸大川前住宅駐車場	平成16年度	0円
	平成17年度	700円
	平成18年度	1,400円
	平成19年度	2,100円
亀田大月住宅駐車場	平成16年度	0円
	平成17年度	1,000円
	平成18年度	2,000円
	平成19年度	3,000円

7 編入市町の編入の日（以下「編入日」という。）前に編入市町条例の規定によりなされた処分、

手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

8 編入日前に編入市町において発行された督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

9 編入日前にした編入市町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(巻町の編入に伴う特例)

10 巻町の編入の際現に巻町営住宅条例（平成9年巻町条例第41号。以下「巻町条例」という。）の規定により町営住宅に入居している者（以下「巻町編入時入居者」という。）の家賃の額は、平成17年度分までに限り、巻町条例の例による。

11 この条例の規定により算出した巻町編入時入居者の家賃の額（以下「巻町編入後新家賃」という。）が巻町条例の例により算出される家賃の額（以下「旧巻町家賃」という。）を超える場合の巻町編入時入居者の家賃の額は、平成18年度分から平成20年度分までに限り、巻町編入後新家賃から旧巻町家賃を控除した額に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に旧巻町家賃を加えた額とする。

年度の区分	負担調整率
平成18年度	0.25
平成19年度	0.5
平成20年度	0.75

12 巻町の編入の日（以下「巻町編入日」という。）前に巻町条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

13 巻町編入日前にした巻町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、巻町条例の例による。

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経過措置)

14 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から同法第32条の規定による改正後の公営住宅法第23条第1号ロの規定に基づく条例が制定施行されるまでの間における第7条、第16条及び第21条の規定の適用については、第7条第1項第4号ア中「公営住宅法施行令第6条第4項」とあるのは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係

法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号）第1条の規定による改正前の公営住宅法施行令（以下この号、第3項、第16条第2項各号及び第21条第2項において「平成23年政令第424号による改正前の公営住宅法施行令」という。）第6条第4項」と、「公営住宅法施行令第6条第5項第1号」とあるのは「平成23年政令第424号による改正前の公営住宅法施行令第6条第5項第1号」と、同号イ及びウ並びに第3項第1号中「公営住宅法施行令」とあるのは「平成23年政令第424号による改正前の公営住宅法施行令」と、第16条第2項第1号中「公営住宅法施行令第6条第5項第1号」とあるのは「平成23年政令第424号による改正前の公営住宅法施行令第6条第5項第1号」と、同項第2号中「公営住宅法施行令第6条第5項第3号」とあるのは「平成23年政令第424号による改正前の公営住宅法施行令第6条第5項第3号」と、第21条第2項中「公営住宅法施行令」とあるのは「平成23年政令第424号による改正前の公営住宅法施行令」とする。

（県条例に基づく手続等の取扱）

- 15 公営住宅のうち、本市が新潟県から取得するもの（以下「対象住宅」という。）に関し、第2条の規定により本市が当該対象住宅を設置する日前に公営住宅法（同法に基づく命令を含む。以下同じ。）の規定又は新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号。以下「県条例」という。）の規定に基づいて新潟県知事が行い、又は新潟県知事に対して行われた処分、手続その他の行為（同日の前日において県条例第28条第1項の規定により収入超過者として認定されている入居者であって、その認定に係る収入の額（県条例第16条第3項の規定により認定し、又は同条第4項の規定により変更された収入の額をいう。）が第7条第1項第4号に規定する収入の額を超えないものに係る県条例第15条第1項の規定による家賃の決定及び県条例第28条第1項による収入超過者に関する認定を除く。）は、公営住宅法の規定又はこの条例の相当する規定に基づいて市長が行い、又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

（入居していた期間の通算）

- 16 対象住宅の入居者が第2条の規定による当該対象住宅の設置の日前に県条例の規定に基づき当該対象住宅に入居していた期間（同日の前日を含む引き続いた期間に限る。）は、当該入居者がこの条例の規定に基づき当該対象住宅に入居している期間に通算する。

附 則（平成10年条例第18号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第32号）

この条例は、平成11年10月31日から施行する。ただし、別表第1に西湊町通1ノ町住宅の項を加

える改正規定並びに別表第2に西湊町通1ノ町住宅及び西湊町通2ノ町住宅の項を加える改正規定は、平成11年10月1日から、別表第1に窪田町住宅の項を加える改正規定は、平成11年12月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第107号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新潟市営住宅条例の規定は、平成12年10月1日から適用する。

附 則（平成16年条例第143号）

この条例は、平成17年3月21日から施行する。

附 則（平成17年条例第121号）

この条例は、平成17年10月10日から施行する。

附 則（平成17年条例第156号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（小戸下組住宅の項及び滝谷町住宅の項を削る部分を除く。）は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第52号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（準備行為）
- 2 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

附 則（平成18年条例第119号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第6条第1項第7号及び第7条の規定の適用については、この条例の施行の日以後に入居の決定をするものから適用し、同日前に入居の決定をするものについては、なお従前の例による。

附 則（平成19年条例第34号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第58号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第70号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第25号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第49号）

この条例中第3条、第4条、第5条（新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例別表秋葉区の項の改正規定に限る。）及び第6条の規定は平成20年9月1日から、その他の規定は同年10月6日から施行する。

附 則（平成22年条例第26号）

この条例中別表第1の改正規定は平成22年4月1日から、その他の規定は同年6月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の新潟市営住宅条例の規定により最初に法花鳥屋住宅駐車場の指定管理者の指定をする場合においては、市長は、新潟市営住宅条例第57条の規定にかかわらず、同条第2項各号に掲げる基準に適合するものとして市長があらかじめ選考した一の団体（以下「被選考者」という。）から提出された事業計画書その他規則で定める書類を審査し、被選考者が法花鳥屋住宅駐車場の設置の目的を効果的に達成できると認めるときは、被選考者を法花鳥屋住宅駐車場の指定管理者として指定することができる。

（準備行為）

- 3 法花鳥屋住宅駐車場の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

附 則（平成23年条例第52号）

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1） 附則第3項の規定 公布の日

（2） 別表第1天ヶ沢住宅の項及び小須戸新栄町住宅の項を削る改正規定 平成23年10月1日

(3) 別表第4に新鯉潟住宅駐車場の項を加える改正規定及び次項の規定 平成24年4月1日
(経過措置)

2 改正後の新潟市営住宅条例の規定により最初に新鯉潟住宅駐車場の指定管理者の指定をする場合においては、市長は、新潟市営住宅条例第57条の規定にかかわらず、同条第2項各号に掲げる基準に適合するものとして市長があらかじめ選考した一の団体（以下「被選考者」という。）から提出された事業計画書その他規則で定める書類を審査し、被選考者が新鯉潟住宅駐車場の設置の目的を効果的に達成することができるかと認めるときは、被選考者を新鯉潟住宅駐車場の指定管理者とすることができる。

(準備行為)

3 新鯉潟住宅駐車場の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行（第1項第3号の規定による施行をいう。）前においても、行うことができる。

附 則（平成24年条例第14号）

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第8条第3項、第21条第1項、第30条第3項、第31条第5項及び別表第4新藤見町住宅駐車場の項の改正規定並びに附則第4項の規定 公布の日

(2) 第6条第1項各号列記以外の部分及び第5号の改正規定、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする改正規定、第7条第1項ただし書を削る改正規定、同条第2項の改正規定、同項にただし書及び各号を加える改正規定、同条第3項第2号イの改正規定、同条に1項を加える改正規定、第38条の2第7項の改正規定、附則に1項を加える改正規定並びに次項の規定 平成24年4月1日

(3) 別表第4に新津田島住宅駐車場の項を加える改正規定及び附則第3項の規定 平成24年8月1日

(経過措置)

2 平成18年4月1日前に50歳以上であった者については、改正後の第7条第2項第1号に該当する者とみなす。

3 改正後の新潟市営住宅条例の規定により最初に新津田島住宅駐車場の指定管理者の指定をする場合においては、市長は、新潟市営住宅条例第57条の規定にかかわらず、同条第2項各号に掲げる基準に適合するものとして市長があらかじめ選考した一の団体（以下「被選考者」という。）から提出された事業計画書その他規則で定める書類を審査し、被選考者が新津田島住宅駐車場の

設置の目的を効果的に達成することができることを認めるときは、被選考者を新津田島住宅駐車場の指定管理者として指定することができる。

(準備行為)

- 4 新津田島住宅駐車場の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行（附則第1項第3号の規定による施行をいう。）前においても、行うことができる。

附 則（平成24年条例第100号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。ただし、別表第1 鯉淵住宅の項、戸頭住宅の項及び菱淵住宅の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第1章の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に建設の工事に着手する市営住宅及び共同施設から適用し、施行日前に建設の工事に着手した市営住宅及び共同施設については、なお従前の例による。
- 3 公営住宅の入居者及び現に同居し、又は同居しようとする親族で、平成18年4月1日前に50歳以上であったものに係る改正後の第7条第1項第4号ウの規定の適用については、これらの者を60歳以上の者とみなす。
- 4 平成21年4月1日前から引き続き公営住宅又は改良住宅に入居している者に係る改正後の第21条の規定の適用については、施行日から平成26年3月31日までの間は、同条第1項中「第7条第1項第4号に規定する金額」とあるのは「200,000円（当該入居者が平成21年3月31日において現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）第32条の規定による改正前の公営住宅法（次項において「旧公営住宅法」という。）第23条第2号イに該当する者である場合は、268,000円）」と、同条第2項中「158,000円」とあるのは「158,000円（当該入居者が平成21年3月31日において現に住宅地区改良法第29条第1項において準用する旧公営住宅法第23条第2号イに該当する者である場合は、178,000円）」とする。

附 則（平成26年条例第27号）

この条例中第7条第2項各号列記以外の部分及び同項第7号の改正規定、第12条第2項の改正規定並びに別表第1 中野第1住宅の項、中野第2住宅の項及び結住宅の項を削る改正規定は公布の日から、その他の規定は平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第50号）

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第3 鯉瀬住宅の項及び巻1区第2住宅の項を削る改正規定（鯉瀬住宅の項に係る部分に限る。）並びに附則第4項及び第5項の規定 公布の日
 - (2) 第7条第2項第4号の改正規定 平成26年10月1日
 - (3) 別表第1 亀田大月住宅の項の次に次のように加える改正規定、別表第4 亀田大月住宅駐車場の項の次に次のように加える改正規定及び次項の規定 平成27年2月1日
 - (4) 別表第1 巻1区第1住宅の項の改正規定、別表第3 鯉瀬住宅の項及び巻1区第2住宅の項を削る改正規定（巻1区第2住宅の項に係る部分に限る。）、別表第4に次のように加える改正規定並びに附則第3項の規定 平成27年4月1日

(経過措置)

- 2 この条例（前項第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の新潟市営住宅条例の規定により最初に亀田向陽住宅及び亀田向陽住宅駐車場（以下「亀田向陽住宅等」という。）の指定管理者の指定をする場合においては、市長は、新潟市営住宅条例第57条の規定にかかわらず、同条第2項各号に掲げる基準に適合するものとして市長があらかじめ選考した一の団体（以下「被選考者」という。）から提出された事業計画書その他規則で定める書類を審査し、被選考者が亀田向陽住宅等の設置の目的を効果的に達成することができると認めるときは、被選考者を亀田向陽住宅等の指定管理者として指定することができる。
- 3 この条例（附則第1項第4号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の新潟市営住宅条例の規定により最初に巻1区住宅及び巻1区住宅駐車場（以下「巻1区住宅等」という。）の指定管理者の指定をする場合においては、市長は、新潟市営住宅条例第57条の規定にかかわらず、被選考者から提出された事業計画書その他規則で定める書類を審査し、被選考者が巻1区住宅等の設置の目的を効果的に達成することができると認めるときは、被選考者を巻1区住宅等の指定管理者として指定することができる。

(準備行為)

- 4 亀田向陽住宅等の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行（附則第1項第3号の規定による施行をいう。）前においても、行うことができる。
- 5 巻1区住宅等の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行（附則第1項第4号の規定による施行をいう。）前においても、行うことができる。

附 則（平成26年条例第87号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第44号）

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第30条第2項の改正規定及び次項の規定 公布の日

（2） 前号に掲げる規定以外の規定 平成28年4月1日

（準備行為）

2 汐見台住宅、小針住宅、小針ヶ丘住宅、小針西住宅、石山第1住宅、石山第2住宅、汐見台住宅駐車場、石山第1住宅駐車場及び石山第2住宅駐車場の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行（前項第2号の規定による施行をいう。）前においても、行うことができる。

附 則（平成27年条例第59号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月19日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年10月3日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月22日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月27日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、平成32年2月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の新潟市営住宅条例の規定により最初に古町みなと住宅及び古町みなと住宅駐車場（以下「古町みなと住宅等」という。）の指定管理者の指定をする場合においては、市長は、新潟市営住宅条例第57条の規定にかかわらず、同条第2項各号に掲げる基準に適合するものとして市長があらかじめ選考した一の団体（以下「被選考者」という。）から提出された事業計画書その他規則で定める書類を審査し、被選考者が古町みなと住宅等の設置の目的を効果的に達成することができると認めるときは、被選考者を古町みなと住宅等の指定管理者として指定

することができる。

(準備行為)

- 3 古町みなと住宅等の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

附 則 (令和元年12月26日条例第73号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第31条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に到来した支払期に係る利息について適用し、同日前に到来した支払期に係る利息については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の第12条第1項の規定により請書その他入居手続に必要な書類を提出する行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

附 則 (令和6年3月29日条例第16号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

公営住宅表

名称	位置
川岸町住宅	新潟市中央区川岸町3丁目
寺尾第3住宅	新潟市西区小針西2丁目
関屋大川前住宅	新潟市中央区関屋大川前1丁目
日和山住宅	新潟市中央区二葉町3丁目
大野藤山住宅	新潟市西区大野
稲荷町住宅	新潟市中央区稲荷町
二葉町住宅	新潟市中央区二葉町3丁目
二葉町第2住宅	新潟市中央区二葉町3丁目
古町みなと住宅	新潟市中央区古町通13番町
内野駅前住宅	新潟市西区内野町
小針第1住宅	新潟市西区小針西1丁目

小針第2住宅	新潟市西区小針西1丁目
西湊町通1ノ町住宅	新潟市中央区西湊町通1ノ町
窪田町住宅	新潟市中央区窪田町4丁目
シルバーハウジング早川町住宅	新潟市中央区早川町3丁目
汐見台住宅	新潟市中央区汐見台
小針住宅	新潟市西区小針藤山
小針ヶ丘住宅	新潟市西区小針西1丁目
小針西住宅	新潟市西区小針西2丁目
桃山町第1住宅	新潟市東区桃山町1丁目
桃山町第2住宅	新潟市東区桃山町2丁目
秋葉通住宅	新潟市東区秋葉通2丁目及び桃山町2丁目
藤見町第1住宅	新潟市東区藤見町1丁目
藤見町第2住宅	新潟市東区藤見町1丁目
新藤見住宅	新潟市東区藤見町1丁目
中山住宅	新潟市東区中山4丁目
松浜町住宅	新潟市北区松浜4丁目及び5丁目
物見山第1住宅	新潟市東区物見山2丁目
物見山第2住宅	新潟市東区物見山1丁目
船江町住宅	新潟市東区船江町1丁目
石山住宅	新潟市東区石山団地
平和台住宅	新潟市東区船江町2丁目
石山第1住宅	新潟市東区東中島1丁目
石山第2住宅	新潟市東区東中野山3丁目及び4丁目
松島住宅	新潟市東区松島2丁目
曾野木住宅	新潟市江南区曾野木1丁目
宮浦住宅	新潟市中央区万代5丁目
新石山住宅	新潟市東区新石山1丁目、2丁目及び3丁目
明石住宅	新潟市中央区明石2丁目
大山台住宅	新潟市東区大山2丁目
新津新栄町住宅	新潟市秋葉区新栄町

新金沢町住宅	新潟市秋葉区新金沢町
新津田島住宅	新潟市秋葉区田島
中新田住宅	新潟市秋葉区中新田
西島住宅	新潟市秋葉区西島
新鯨潟住宅	新潟市南区鯨潟 1 丁目
法花鳥屋住宅	新潟市北区太田
小須戸文京町住宅	新潟市秋葉区横川浜
小須戸本町住宅	新潟市秋葉区小須戸
小須戸大川前住宅	新潟市秋葉区小須戸
亀田東町住宅	新潟市江南区亀田東町 3 丁目
亀田大月住宅	新潟市江南区亀田大月 1 丁目
亀田向陽住宅	新潟市江南区亀田向陽 2 丁目
巻 1 区住宅	新潟市西蒲区巻
天神町住宅	新潟市西蒲区竹野町

別表第 2（第 2 条関係）

改良住宅表

名称	位置
日和山住宅	新潟市中央区二葉町 3 丁目
西湊町通 1 ノ町住宅	新潟市中央区西湊町通 1 ノ町
西湊町通 2 ノ町住宅	新潟市中央区西湊町通 2 ノ町
桃山町第 1 住宅	新潟市東区桃山町 1 丁目
秋葉通住宅	新潟市東区秋葉通 2 丁目
中山住宅	新潟市東区中山 4 丁目
松浜町住宅	新潟市北区松浜 5 丁目
松島住宅	新潟市東区松島 2 丁目

別表第 3（第 2 条関係）

第 3 種住宅表

名称	位置
シルバーハウジング早川町住宅	新潟市中央区早川町 3 丁目

桃山町第1住宅	新潟市東区桃山町1丁目
巻12区住宅	新潟市西蒲区巻
巻13区第1住宅	新潟市西蒲区巻
巻13区第2住宅	新潟市西蒲区巻
巻13区第3住宅	新潟市西蒲区巻
赤鋤住宅	新潟市西蒲区赤鋤
前田住宅	新潟市西蒲区前田

別表第4（第46条、第51条関係）

駐車場表

名称	位置	使用料の額 (1区画1月につき)
関屋大川前住宅駐車場	新潟市中央区関屋大川前1丁目	6,000円
川岸町住宅駐車場	新潟市中央区川岸町3丁目	5,500円
日和山住宅駐車場	新潟市中央区二葉町3丁目	4,600円
稲荷町住宅駐車場	新潟市中央区稲荷町	5,500円
二葉町住宅駐車場	新潟市中央区二葉町3丁目	5,500円
二葉町第2住宅駐車場	新潟市中央区二葉町3丁目	5,500円
古町みなと住宅駐車場	新潟市中央区古町通13番町	6,000円
内野駅前住宅駐車場	新潟市西区内野町	4,600円
小針第1住宅駐車場	新潟市西区小針西1丁目	5,500円
小針第2住宅駐車場	新潟市西区小針西1丁目	5,500円
西湊町通1ノ町住宅駐車場	新潟市中央区西湊町通1ノ町	6,000円
西湊町通2ノ町住宅駐車場	新潟市中央区西湊町通2ノ町	6,000円
窪田町住宅駐車場	新潟市中央区窪田町4丁目	5,500円
シルバーハウジング早川町住宅 駐車場	新潟市中央区早川町3丁目	5,500円
汐見台住宅駐車場	新潟市中央区汐見台	3,300円
桃山町第1住宅駐車場	新潟市東区桃山町1丁目	4,100円

桃山町第2住宅駐車場	新潟市東区桃山町2丁目	4,100円
秋葉通住宅駐車場	新潟市東区秋葉通2丁目及び 桃山町2丁目	4,100円
藤見町住宅駐車場	新潟市東区藤見町1丁目	4,100円
藤見町第1住宅A棟1階駐車場	新潟市東区藤見町1丁目	6,400円
藤見町第1住宅A棟2階駐車場	新潟市東区藤見町1丁目	5,700円
藤見町第1住宅B棟駐車場	新潟市東区藤見町1丁目	4,100円
藤見町第2住宅駐車場	新潟市東区藤見町1丁目	4,100円
新藤見住宅駐車場	新潟市東区藤見町1丁目	4,100円
中山住宅駐車場	新潟市東区中山4丁目	4,600円
中山住宅第2駐車場	新潟市東区中山8丁目	4,100円
松浜町住宅駐車場	新潟市北区松浜5丁目	4,000円
物見山第1住宅駐車場	新潟市東区物見山2丁目	4,100円
物見山第2住宅駐車場	新潟市東区物見山1丁目	4,100円
船江町住宅駐車場	新潟市東区船江町1丁目	4,100円
石山住宅駐車場	新潟市東区石山団地	4,600円
平和台住宅駐車場	新潟市東区船江町2丁目	4,000円
石山第1住宅駐車場	新潟市東区東中島1丁目	4,600円
石山第2住宅駐車場	新潟市東区東中野山3丁目	4,600円
曾野木住宅駐車場	新潟市江南区曾野木1丁目	4,000円
曾野木住宅第2駐車場	新潟市江南区曾野木1丁目	4,000円
新石山住宅駐車場	新潟市東区新石山1丁目、2丁 目及び3丁目	4,600円
新石山住宅第2駐車場	新潟市東区石山	4,600円
大山台住宅駐車場	新潟市東区大山2丁目	4,100円
新津新栄町住宅駐車場	新潟市秋葉区新栄町	3,800円
新金沢町住宅駐車場	新潟市秋葉区新金沢町	3,000円
新津田島住宅駐車場	新潟市秋葉区田島	3,000円
中新田住宅駐車場	新潟市秋葉区中新田	2,700円
西島住宅駐車場	新潟市秋葉区西島	2,700円

小須戸本町住宅駐車場	新潟市秋葉区小須戸	2,800円
小須戸大川前住宅駐車場	新潟市秋葉区小須戸	2,800円
小須戸文京町住宅駐車場	新潟市秋葉区横川浜	2,800円
亀田大月住宅駐車場	新潟市江南区亀田大月1丁目	3,500円
亀田向陽住宅駐車場	新潟市江南区亀田向陽2丁目	3,700円
法花鳥屋住宅駐車場	新潟市北区太田	2,800円
新鯨潟住宅駐車場	新潟市南区鯨潟1丁目	3,300円
巻1区住宅駐車場	新潟市西蒲区巻	3,300円